

## 課税明細書のご確認を!

平成26年1月1日現在で土地や家屋を所有している人に、固定資産税・都市計画税課税明細書を4月下旬に発送しますので、内容の確認をお願いします。特に、平成25年中に土地の購入や売却、家屋の新築・増改築や取り壊し、または相続などによって所有する固定資産に変更があった人は、課税内容の確認をお願いします。

詳細は本庁・課税課へお尋ねください。なお、納税通知書は6月中旬に送付予定です。



## 固定資産税「土地」の計算方法について

平成24年度の地方税法改正により、固定資産（住宅用地）に講じられている「固定資産税の据置特例」が平成26年度から廃止されます。このことにより、一部の住宅用地について税額が上昇します。

※「固定資産税の据置特例」とは、評価額の上昇に伴い住宅用地の税額が急に上昇しないように設けられた経過措置です。平成24・25年度までは、経過措置として負担水準が90%以上の土地については、据置特例が継続されていましたが、平成26年度からは完全に廃止されます。これにより、負担水準が100%未満の住宅用地では、税額が上昇します。

※負担水準が100%未満の土地については、「前年度の課税標準額+評価額×住宅用地特例率×5%」を課税標準額とします。

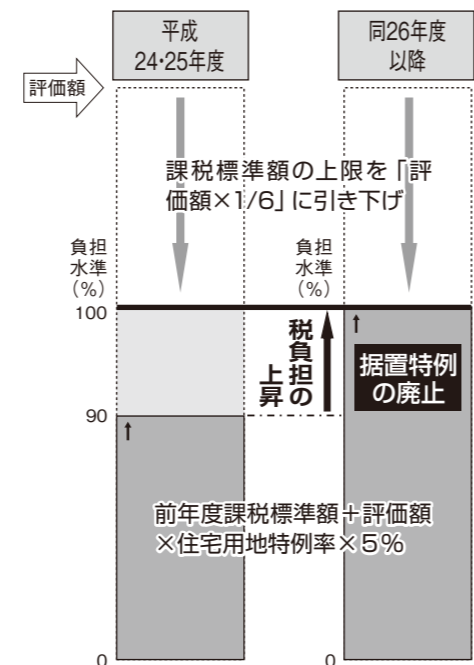
※都市計画税についても、同様の取り扱いとなります。

※「負担水準」とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準(\%)} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100$$

住宅用地特例率は、6分の1または3分の1（都市計画税は3分の1または3分の2）。

◆地方税法改正のイメージ：住宅用地（小規模）の場合



圖本庁・課税課

## 非常勤職員を募集します

〔事務補助嘱託員〕

■勤務場所・予定人員＝本庁・総務課…1人程度。

■業務内容＝パソコンを使ったデータ入力、臨時・非常勤職員賃金などの支払い業務・社会保険の各種手続き、その他事務補助全般。

■応募資格＝基本的なパソコン操作（文書作成や表計算など）ができる人。

■雇用期間＝6月1日㊦から平成27年3月31日㊦まで。

■勤務時間＝月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の週29時間。

■報酬（月額）＝10万3,800円（別途、通勤手当を要件に応じて支給）。

■試験内容・日程＝面接。後日連絡します。

■申込方法＝市販の履歴書に必要事項を記入し、4月30日㊦（必着）までに〒863-8631（住所記載不要）天草市役所・総務課へ郵送または持参してください。

圖本庁・総務課

建築物を建築または解体する場合は届け出が必要ですが、

▼対象Ⅰ①建築工事届：床面積が10㎡を超える建築物の新築、増改築する場合。  
②建築物除却届：床面積が10㎡を超える建築物を解体する場合。

▼届け出者Ⅰ①建築主②工事施工者。

▼届け出方法Ⅰ本庁（別館）・建築課に備え付けの各届け出書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。届け出書は市のホームページからも取得できます。

▼届け出期限Ⅰ建築や解体工事の着手前。

※②で床面積が80㎡以上となる場合は、解体工事着手の7日前までに、建設リサイクル法に基づく届け出も必要です。

圖本庁（別館）・建築課

## 環境保全型農業直接支払交付金の取組者を募集

市では、地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者な

どを対象に、支援を行います。▼対象となる取組みⅠ①化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減し、さらに緑肥の作付け・すき込みや堆肥の施肥などを実施する取組み②化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業による取組み。

▼対象農地Ⅱ市内の農業振興地域内の農地。

▼申請対象者Ⅱ個人や法人の農業者、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ。

▼申請条件Ⅱ●申請する作物が、販売を目的とすること  
●申請する作物で、エコファーマーの認定を受けていること（※有機農業は除く）。

▼交付単価（10アールあたり）Ⅱ8,000円（※ただし堆肥の施肥は4,400円。有機農業のうち雑穀・飼料作物は3,000円）。

▼申請方法Ⅱ6月30日㊦までに、申請書類を本庁（別館）・農業振興課へ提出してください。

圖本庁（別館）・農業振興課

## 市生涯学習センターを利用しませんか

市では、市民の皆さんが自主的な活動や交流を行う場として、生涯学習センターを設置しています。

各種市民団体の会議やスポーツなどに利用できます。皆さん、ぜひご利用ください。

▼所在地Ⅱ市内久玉町571番地4。

▼部屋の種類Ⅱ体育室、調理実習室、会議室、講習室、集会室。

▼利用時間Ⅱ午前9時から午後10時まで。

▼休館日Ⅱ年末年始（12月29日から1月3日まで）。

▼利用方法Ⅱ牛深支所・総務課へ事前に登録、申し込みが必要です。

※利用料金などの詳細は、お尋ねください。

圖本庁（別館）・生涯学習課  
／牛深支所・総務課



## 資源物回収活動実施団体に報奨金を交付します

▶対象活動＝市の資源物回収日程とは別の日または別の場所で行っている回収活動。

▶対象団体＝各地区自治組織、PTA、地区子ども会、老人クラブ、婦人会、青年団など（NPO法人は対象となりません）。

▶報奨金の種類＝次の2種類があります。

①回収量をもとに算定する報奨金  
品目別の回収量に下表の報奨金単価を乗じた額（10円未満の端数は切り捨て）を交付。

◆品目別報奨金単価

品目	古紙類	古布類	空きビン類	空き缶類	ほかの資源物
単価	2円/kg	2円/kg	1円/本	1円/kg	1円/kg

②実施回数で算定する報奨金

年間を通して2回以上実施した場合で、一定の基準を満たすもの（実施回数-1回）に2,000円を乗じて算出した額（上限1万円）を交付。

▶申請方法＝本庁・環境施設課または各支所担当課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。※交付を受けようとする団体は、事前に登録が必要です。

▶申請期限＝4月中に回収活動を行う団体は、4月25日㊦まで。※5月1日以降に回収活動を始める団体は、活動の前日までに必ず登録手続きを済ませてください。

▶報奨金交付の手続き＝回収活動が終了後、速やかに実施報告書を提出してください。詳細は登録団体の代表者へ直接お知らせします。

圖本庁・環境施設課